

お客さまからの居住地国等のご申告・お届出について

平成29年1月1日以後に、金融機関等で新規に口座開設等をする場合には、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(実特法)によりお客さまの氏名(名称)・住所(本店等の所在地)・居住地国(注1)・外国の納税者番号等を記載した届出書の提出をお願いしております。

また、平成28年12月31日以前に、既に金融機関等に口座開設等をしている場合でも、確認のためお客さまの氏名(名称)・住所(本店等の所在地)・居住地国・外国の納税者番号等を記載した届出書の提出をお願いする場合があります。

お願いする届出書の種類

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	平成29年1月1日以後に新規に口座開設等を行うお客さま(注2)	新規届出書、任意届出書、異動届出書を提出後に、それらの届出書に記載した居住地国に異動があったお客さま
提出時期	口座開設等を行う際	居住地国に異動が生じることとなった日から3ヶ月を経過する日まで
記載事項	<ul style="list-style-type: none">氏名、住所、生年月日(名称、本店もしくは主たる事務所の所在地)居住地国名(注3)、居住地国が外国である場合の当該居住地国の納税者番号(注4)住所と居住地国が異なる場合の事情の詳細等	<ul style="list-style-type: none">異動後の居住地国等以前に提出した届出書に記載の居住地国左記の新規届出書の記載事項

- (注) 1. 所得税または法人税に相当する税を納めるべき国または地域をいいます。
2. 平成28年12月31日以前に口座開設等の取引を行ったお客さまも任意で「任意届出書」を提出することが可能です。
3. 居住地国が「日本である方」も、「日本」と届出が必要です。
4. 個人番号は不要です。

任意届出書：平成28年12月31日以前に既存特定取引を行っていたお客さまが提出する届出書(居住地国確認書類の提示が必要です)

詳しい内容につきましては、お取引店の窓口等にお問い合わせください。